

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 21 日

大阪市消防局長 山本 博文

1 担 当

大阪市消防局総務部総務課（調達）

〒550－8566 大阪市西区九条南 1 丁目 12 番 54 号 4 階

電話 06－4393－6050

2 入札に付すべき事項

売払物品	数量	下見日時	下見場所
消防艇「まいしま」 1 隻ほか付属品	一式	令和 8 年 8 月 3 日 午前 10 時～正午	大阪市消防局水上消防署 栈橋 大阪市港区築港 3－1－47

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 令和 7・8・9 年度「物品売払入札参加承認証」（以下「承認証」という。）の交付を受けていること。

なお、令和 7・8・9 年度「承認証」の交付を受けていない場合は、大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループに本市物品売払入札参加申請（以下「参加申請」という。）を行うこと。

ただし、令和 8 年 7 月 31 日までに参加申請を行わない場合は入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

＊ 令和 7・8・9 年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム
(<https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内→「不用品 売払
入札等のご案内→物品売払入札参加申請書「令和 7・8・9 年度申請書」 からダ
ウンロードすること

エ 法人にあっては、履歴（現在）事項全部証明書写し（発行後 3 か月以内の も
の）

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書、個人にあっては、市区町村長 発
行の印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内のもの、写しは不可）

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で
あること。
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこ
と及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

4 公告文等の交付場所等

(1) 交付期間

公告の日から令和 8 年 7 月 31 日まで（ただし、本市の休日を除く）

(2) 交付場所

大阪市消防局ホームページからダウンロード可、又は上記「1 担当」におい
て無償により交付する。

(https://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/26-Curr.html)

(3) 入札参加申請等の受付期間

公告の日から、令和 8 年 7 月 31 日午後 5 時まで（ただし、本市の休日を除く）

(4) 受付場所

上記「1 担当」に同じ

(5) 入札参加申請は、入札参加申請期限までに受付場所に、令和 7・8・9 年度

「承認証」の写しを持参して提出しなければならない。

5 入札参加資格の審査等

4の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して物品買受申込書(入札書)を交付する。

資格審査は、令和7・8・9年度「承認証」を確認することによるので、持参すること

(注) 入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載の下見の日時に下見を必ず行い、入札書の立会者欄に下見立会者の確認印を受けること。下見立会者印のない入札書は無効とする。

6 入札執行場所

大阪市消防局 5階 入札室 (大阪市西区九条南1丁目12番54号)

7 入札執行日時

(1) 入札書受付期間

令和8年8月4日 午前10時30分から午前11時まで

(2) 開札予定日時

令和8年8月4日 午前11時

8 入札の方法

(1) 物品買受申込書(入札書)に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。物品買受申込書の提出は、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

(2) 再度入札は1回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること。

9 入札の無効

(1) 大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

- (2) 本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (3) 下見立会者印のない入札
- (4) 再度入札の場合にあつては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
- (5) 無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(注1) 入札に参加しようとする者は、「2 入札に付すべき事項」の記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について大阪市消防局立会者の確認印のない入札は無効とする。

(注2) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、クジにより落札者を決定する。この場合、入札書に使用した印鑑が必要となる。入札した者のうちクジを引かない者がある時は、これに代わって入札事務に関係のない職員がクジを引くこととなる。

11 契約条項を示す場所

大阪市消防局ホームページに掲載及び上記「1 担当」に同じ

(https://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/26-Curr.html)

12 入札保証金

免除

13 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を納付すること。

※落札者は本市が交付する納付書を用い、入札執行日の翌開庁日午後5時30分までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。

ただし、売払代金が即納されるときは、契約保証金を免除とする。

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

14 売買代金納付期限 令和 8 年 8 月 24 日

15 引取期限 令和 8 月 11 月 30 日

16 その他

- (1) 「13 契約保証金」が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、契約の締結を行わないものとする。

(消防局総務部総務課)